

障害学生支援室だより

第1号 2024年4月

みなさん、新しい一年が始まりますね。

電気通信大学には、障害等の理由で就学上の悩みや困りごとなどのある学生をサポートする場所があります！それが、障害学生支援室です。

この度、障害学生支援室についてみなさんにもっと知っていただけるよう「障害学生支援室だより」を発行することになりました。

今回は、初回ということで障害学生支援室についてご紹介したいと思います。

○障害学生支援室とは

電気通信大学では、障害のある学生が他の学生と同じように授業や学生生活を送ることができるよう、修学支援（合理的配慮の提供や面談等）を行っています。障害学生支援室は、その修学支援がスムーズにいくよう学内の関係者や関係部署と連携し、支援を行っています。また、障害学生支援室では、「どのような支援が必要なのか」や、「自分ではどんな工夫ができるか」など個別の相談にも応じています。



○合理的配慮とは

合理的配慮とは、障害のある学生が他の学生との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、過重な負担を課さないものを言います。

（国立大学法人電気通信大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程 第2条 第4号）

合理的配慮は、障害のある学生も大学で他の学生と同じように学ぶことができるよう、障害や特性に応じて行う配慮です。

合理的配慮を受けるためには、申請が必要です。



○合理的配慮の申請の流れ

1. 相談申し込み

電話、メール、または直接障害学生支援室窓口へお越しください。

2. 障害学生支援室での面談

学生とコーディネーターで困っていることの内容や希望する支援について話し合います。

3. 支援申請

学生自身が、支援室で話し合ったことをふまえて申請書を作成し、必要書類を学生本人から提出してもらいます。（支援申請は本人の意思の表明によって行われるため、代理の方からの申請は基本的にはお受けできません。）申請内容について、学内会議で検討します。

4. 支援チームの立ち上げ

学生支援担任／指導教員などの研究科／学域に所属する教員、教務課、学生課など関連部署の教職員、学生自身が支援内容の実施法等についてより詳細に話し合います。

支援開始

支援開始後も継続的に障害学生支援室で、支援内容等について確認していきます。

障害学生支援室の予約方法

障害学生支援室では、専門のコーディネーターが相談に応じています。

どんな支援を受けられるのかな、自分でも受けられるのかな、と思う方もいらっしゃるかも知れませんが、気になることがあれば、まずは相談してみてください。

* 予約方法

窓口：B棟1階 学生サポートルーム

Tel：042-443-5084

Mail：shien@office.uec.ac.jp

* 担当と開室時間

曜日	担当	開室時間
月	阿部・瀬川	9：00～17：00
火	阿部・瀬川	9：00～17：00
水	阿部・瀬川	9：00～17：00
木	阿部・瀬川	9：00～17：00
金	阿部	9：00～17：00

